



平成30年4月24日(火)

日野川河川事務所で初めてとなる「河川協力団体」に指定された「**特定非営利活動法人 未来守りネットワーク**」に指定証の伝達を行い、日野川河川事務所の西事務所長から、団体の代表者へ指定証が手渡されました。

さきも  
未来守り

当該団体は、これまでも日野川流域で絶滅危惧種（ミナミアカヒシタビラ）の調査、海藻肥料による地域再生や河川の水質浄化に関する講演会等を行っていましたが、今後は、河川協力団体として、河川の維持・環境保全等に関する活動への協力を頂くこととなります。



集合写真

事務所長 挨拶

## ■ 河川協力団体制度とは、どんな制度か？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

河川の維持・  
環境の保全等  
の協力を御願  
いします。



未来守りネットワーク

奥森理事長さん 西事務所長

